

の 広報
あいづ

ばんげ

平成14年

9/10

No.450



21世紀を担うフレッシュさん 二瓶 伸吾 さん



フレッシュ

■ 9月10日号主な記事	〈ページ〉
成人式.....	2～3
ISO14001 認証取得中！	4
国民健康保険・老人保険.....	8～9
サークル紹介.....	10
21世紀を担うフレッシュさん.....	16

URL <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>

二十歳の門出祝う



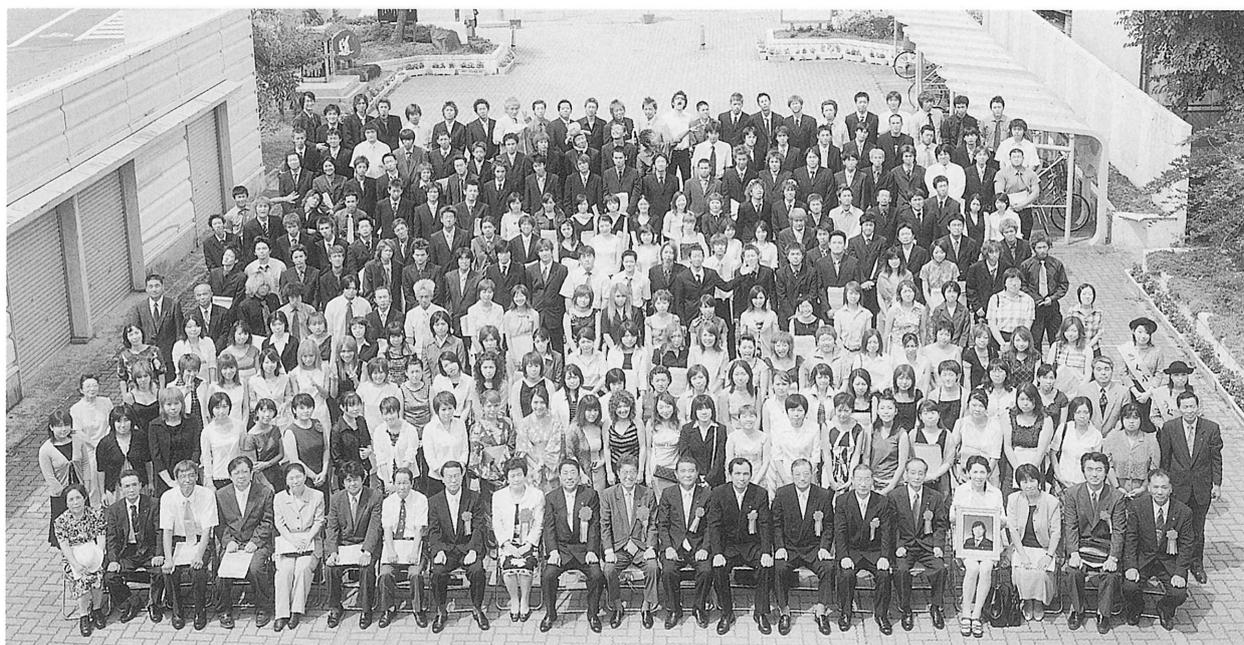
▲恩師によるクス玉割り



平成十四年度の成人式が八月十五日、中央・坂下公民館で行われ、二百九十七人（男子百五十五人、女子百四十二人）の新成人が、二十一世紀の主役として新たな一歩を踏み出しました。はじめに竹内町長が「成人としての自覚を胸に、夢と希望を持ち、限らない未来に前進してください」とあいさつ。新成人代表の芥川衛さん（青津）に、竹内町長より成人証書が授与されました。

その後、中学時代の恩師

によるクス玉割りが行われると、場内からは大きな歓声と拍手が。続いて、恩師の激励の言葉を受けた後、鈴木良子さん（船窪）が「一日一日を大切に、日々精進します」と誓いの言葉を述べ、式を終りました。参加した新成人は、久しぶりに会った同級生らとの再会を喜び合いながら、二十歳の門出を祝っていました。



激励の言葉

大竹圭子先生

これから先、良いことばかりとは限りません。皆さんの同級生で、亡くなった人が2人います。今日は、遺影を持って参加してくれてありがとう。20歳まで生きて来られたことに感謝して、これまでに受けた恩を次の世代に返していくことが義務だと思います。

川網武先生

いつの間にか私の頭も白髪になり、砂漠化してしまいました。人は必ず年を取り、いつかは今の私ようになります。一年一年、一日一日を大切に、より良い人生を送ってください。

若菜ミエ子先生

皆さんとてもいい顔をしていますね。一つひとつの出会いや人との交わりを大切にしてください。

田代新一先生

生き方に自信をもって、自分自身の顔を作ってください。どんどん自分の顔になっていくはず。時にはふっと幼い頃の顔に戻ることも大切です。

荒川洋二郎先生

5年の月日が流れ、皆さんに会ってもすぐに名前が出て来ません。当時私は35歳でした。40歳になるまで何かできると期待しましたが、何もできませんでした。みなさんのこれからの5年はいろいろなことがあると思います。人生を大切にしてください。

唐司佳鶴子先生

今日は楽しみにして来ました。「やるときはやる。」と、みんなで意気込んだあの頃を思い出します。お神輿は一人だけでは動きません。自信をなくした時、お神輿と一緒に担いでくれる友達を思い出して、夢に向かって自分の人生を歩んで下さい。

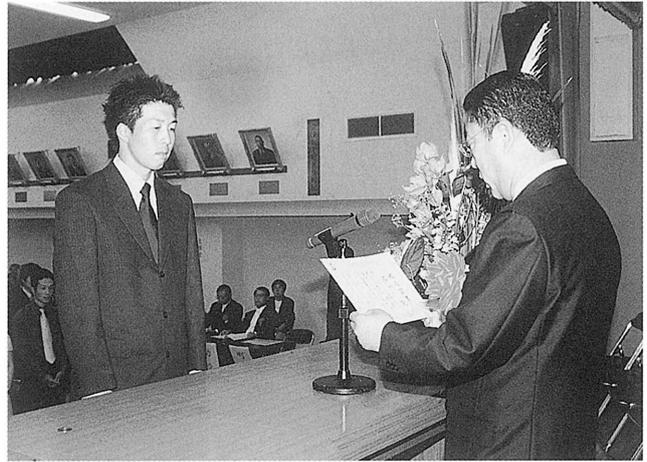
鈴木浩明先生

みんな大人の雰囲気になりました。私も家族が1人増えました。これから先、皆さんも家族を増やし、子供を育てて行くことになると思いますが、自分の夢と周りの人たちの支えを忘れないで下さい。

古川邦彦先生

「勉強しなさい」あの頃いつも言ったことを、ここでもう一度言います。

多くのことを吸収して更に輝くために、もっともっと勉強して下さい。よりよい自分を設計して素晴らしい人生を切り拓いて下さい。活躍を期待します。



▲成人証書を受け取る芥川衛さん

新成人に聞きました

芥川 衛さん

自分では、二十歳になってもあまり変わりが無いと思っています。気付いていないのかも知れませんが、周りの友達のほうが、自分から見れば大きく変わったという感じがします。現在、車の整備の仕事をしている関係で、近い将来検査員の資格を取得したいです。

鈴木良子さん

十代は親に甘えていた部分が多かったです。二十歳になって大人の仲間入りをしたことで、言動や行動に責任を持たなければいけないと自覚しました。

これからは周りに流されることなく、チャレンジ精神を持って、自分の気持ちに正直に生きていきたいと思っています。友達との旅行もしてみたいです。



▲誓いの言葉を述べる鈴木良子さん

ISO14001 認証取得中!

● ISO14001って何?

ISOとはスイスに本部を置く、International Organization for Standardization (国際標準化機構)の略で、この機構で企業活動等に伴う環境影響を継続的に改善していく仕組みとして、環境マネジメントシステムと監査に関する国際規格 ISO14001 シリーズを作成しました。

オゾン層の破壊、地球の温暖化等、地球規模での環境問題の深刻化から、環境保全への取り組みが世界中で進められています。このような中、ISO14001は、「企業等が事業活動においてどの程度環境に配慮した経営を行っているか」を見ようとするものです。

この規格によって環境マネジメントシステムを行う場合、計画→実施→点検→見直しのサイクルで、継続的にシステムを改善していくことが必要になります。

ISO14001 シリーズの認証を取得しようとする企業等は、環境マネジメントシステムが適切に実施・運用・維持されているかについて、第三者審査登録機関の審査を受けなければなりません。また、認証取得後も1年毎の定期審査を含め3年毎に更新審査が実施され、継続的な改善が図られていない場合は、認証が取り消されることにもなる、厳しいものであります。

環 境 方 針

会津坂下町は、会津盆地の西部に位置し、東から北にかけて阿賀川、西には只見川と、会津盆地の豊かな水資源に恵まれ、美しい自然に囲まれた素晴らしい田園都市で、私たちは、はるかな祖先の代から肥沃な土地からの恵みに感謝し、自然とともに暮らしてきました。

しかし、今日、生活排水による河川の汚濁や廃棄物の量の増加など、私たちの日常生活に関係の深い環境問題に加え、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が憂慮され、世界規模で環境保全への関心が高まるなかで、環境に対しての自主的取り組みが求められています。

このため、私たちは、環境マネジメントシステム ISO14001 が地球環境問題の改善に極めて有効であるという観点から、その趣旨を尊重し、先導的な役割と普及に努め、地球温暖化対策の推進に関する法律等の責務を果たしていきます。

また、町が行う事業活動が環境に与える様々な影響を的確に捉え、関連する法規制等を遵守するとともに、町が行う事業活動において、大気汚染の防止、水質の保全、廃棄物の削減、省エネルギー、リサイクルの推進、温室効果ガスの抑制などの目的・目標を定め、その実現に向けたプログラムを実行し、環境への汚染の予防としくみの継続的改善に取り組んでいきます。

さらに、町の貴重な財産である豊かな水と緑の保全・創出のため、私たち自らが環境影響に配慮して行動しながら、第四次会津坂下町振興計画の基本目標である「はな咲く ばんげ いにしえ街道 ～人・まち・夢をつなぎます～」の実現を目指していきます。

2002年4月1日 環境管理総括者

会津坂下町長 竹内 暁・俊

● ISO14001を取得することでの効果は?

行政で ISO14001 を取得することには以下のようなメリットがあります。

1 行政サービスの向上とコスト削減

環境関連を中心とした責任の所在が明確化され、どの問題がどの担当課で実施するのか、明確にシステム化されていきます。

また「紙・ごみ・電気」の削減計画を打ち出す事によってエネルギーの消費量を抑え、効率化・コスト削減化が実現します。



▲印刷物の裏面使用も行っています

2 グリーン調達への貢献

環境にやさしい商品やリサイクル製品を積極的に購入することによって、その需要拡大と価格の低減が実現します。今多くの自治体や企業はこの取り組みに積極的に参加しています。この仕組みを「グリーン調達」と言います。



「エコマーク」表示

3 職員の意識向上

合理化・効率化を目指すのは結果的に、職員の1人ひとりの意識啓発につながります。

4 町内事業所への先導的役割

ISO14001 に直接的に会津坂下町が取り組むことで、町内企業への模範となる環境配慮行動が実現します。更なる環境保全意識の向上の先導的な役割を会津坂下町が担うこととなります。

● ISO14001 取得に向けて

2002年4月『環境に優しいまちづくり』の一環として、環境マネジメントシステム国際規格の ISO14001 認証取得の取り組みをスタートしました。会津坂下町は、左に定める「環境方針」をもとに、今後、職員研修や先進地視察、プロジェクトチームによる環境マネジメントマニュアルの推進を行い、今年度中の認証取得を目指していきます。

東北産一の早場米で坂下産米のPRに一役



8月23日、会津地方の米どころ会津坂下町牛沢地区で早くも稲の刈り取りが行われました。刈り取られたのは平成14年3月25日に品種登録された極早生種の『瑞穂黄金』で、有限会社津みずは農場が開発・育成した新品種です。

通常の早生種より20日ほど収穫が早いのが特徴で、新米志向の強い消費者の評判も上々とのこと。9月初旬には店頭にお目見えする予定です。

『瑞穂黄金』の生い立ちは、さかのぼること平成5年の大冷害時に「ひとめぼれ」の圃場で異常に早く実った1本の穂から籾を採取したことに始まり、育成を重ね、平成10年から本格的に作付けされ、現在に至っています。

「会津産米の端境期である8月から9月にこの品種を投入することで、消費者ニーズを捉えることができ、さらに生産者の経済的向上と『ばんげ米』のブランド確立に寄与するものと確信しています。」と、同農場関係者は話していました。

問い合わせ先 (有)猪俣徳一商店 TEL83-2246

カシノナガキクイムシ被害について

平成12年頃から、会津地方でミズナラを中心としたナラ類（ドングリの木）が大量に枯れているのが確認されています。この被害は7月下旬から8月上旬に集団感染し、ナラ類の葉が赤くなり、枯れてしまいます。ちょうど、松くい虫で枯れた松のように夏の暑い時期に急激に変色します。

もし、皆様の周りでナラ類が枯れている木を見つけたら、お手数ですが町の産業振興課までご連絡ください。

◆ 被害の特徴

枯れたナラ類の樹幹部には例外なく地面から2m付近に1mm程度の小さい穴が多数みられ、地面にはおびただしい量の木屑が落ちています。

この穴はカシノナガキクイムシが侵入した穴で、地面の木屑はその穴から出された木屑と虫糞が混じったものです。

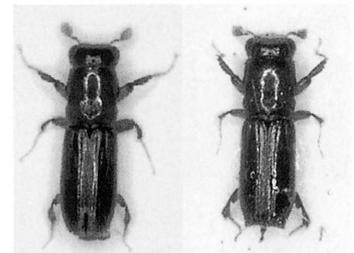


◆ 枯死の原因

枯死の原因は、カシノナガキクイムシが運んでいる菌が材内に広がり被害木が通水障害を起こすからではないかと考えられています。

◆ カシノナガキクイムシとは？

体長5mm程度、暗褐色で光沢があり、細長い円筒形をしています。成虫は5月～11月頃に現れ、最盛期は6～7月です。



◆ 連絡先

会津坂下町役場 産業振興課 いきいき農林振興班
TEL 84-1505 (内線 253)

名誉町民高橋藤園先生のご逝去を悼みます



会津坂下町名誉町民の高橋藤園（本名高橋藤吉郎）先生が、8月26日午後3時35分、福島市瀬上町の自宅でご逝去されました。

藤園先生は、明治36年7月3日会津坂下町大字白狐（原）の生まれで、福島県を代表する書道家です。大正13年福島県師範学校を卒業後教職に就き、多くの教え子から厚い信頼を受けました。在職中から書道教育の振興、書道芸術の発展に情熱を注ぎ、退職後は福島県書道会長としてご活躍、昭和54年11月に勲五等雙光旭日章、昭和57年11月には福島県文化功労賞を受章されました。

ふるさと会津坂下をこよなく愛された先生の数々の業績と徳望に対し、町は昭和57年12月に名誉町民の称号を贈りました。公共施設に対する作品の寄贈、筆塚の建立、藤園書道展、書園展の協賛をはじめ、町の書道振興のために多くのご支援とご協力をいただきましたことに改めて感謝いたします。

ご生前の偉大な功績を永遠に町の宝とし、心からご冥福をお祈り申し上げます。

「社会を明るくする運動」両沼地区研究集会

第52回「社会を明るくする運動」両沼地区研究集会が7月25日、会津坂下町の中央・坂下公民館で開催されました。会津坂下町、両沼地区保護司会の主催で、両沼地区の保護司や更生保護婦人会、関係団体等から百二十名が参加しました。

はじめに竹内町長が「それぞれの地域に根ざした、だれもが参加できる幅広い活動を展開することにより、“いきいき”とできる地域づくりに尽力ください」とあいさつ。続いて長谷川重男両沼保護司会長が「犯罪や非行を防止するために一層のご協力をお願いします」とあいさつしました。

午前中は、県青少年育成専門指導員の長谷川壽子さん（元福島市立三河台小学校長）が「お父さん、あなたの出番です」～子どもへの豊かな関わりを考える～と題して講演されました。

午後は、社会を明るくする運動のビデオ上映後、「青少年非行防止と親の役割、地域の役割」を研究主題に全体会が行われ、出席者の皆さんが意見交換をしました。



非行防止へ意見交換

ご存知ですか

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父と生計を同じくしていない児童、または、一定程度以上の障害がある父とともに生活している児童で、児童の母や、母に代わって児童を養育している人に支給される手当です。ただし、一定限度額以上の所得があるときは、その年度は支給停止になります。

◎手当を受ける手続き

手当を受けるには、町役場福祉の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをして下さい。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ②請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票の写し
- ③その他、必要書類

◎手当の支払い

提出された書類を審査し、県知事が認定します。

認定されると、請求した月の翌月分から手当が支給されます。

支払いは年3回、4ヵ月分が指定の金融機関の口座に振り込まれます。

※ただし、次のような場合、手当は支給されません。

- (1)請求者が公的年金を受けることが出来る場合
- (2)児童が、児童福祉施設に入所している場合
- (3)支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかった場合

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に定める障害の状態にある児童

(精神の場合…1人では全く日常生活が出来ないか著しく制限される状態。身体の場合…身体障害者手帳1級・2級または3級程度)が育てられている家庭の生活の安定を助けるために、児童の父母や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

お問い合わせは、

福島県児童家庭課 電話024-521-7176
または、保健福祉課 すこやか保健福祉班
電話84-1501 内線213番にどうぞ

ひとり親家庭の 皆さんへ

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のために次のような制度があります。

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と児童(18歳未満)及び父母のない児童のための医療費の助成制度です。

◎助成の条件

前年の所得が、下記の限度額未満である場合に、この制度を利用することができます。

扶養親族等の数	所得限度額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円

◎助成の内容

該当者が医療機関の窓口で支払った医療費(各種医療保険適用による自己負担分)について、同一受診月毎にひとつの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合、その1,000円を超えた金額を給付します。

◎申込の窓口

役場保健福祉課に次の書類を持参して申請して下さい。

- ①ひとり親家庭医療費助成登録申請書
(役場に備え付けてあります。)
- ②保険証
- ③印鑑

◎手続

受給資格者として予め登録しておく必要があります。登録されると、受給者証が交付されます。

医療機関にかかった際、登録証を提示し、支払った医療費について証明を受け、町役場保健福祉課すこやか保健福祉班に給付の申請をして下さい。

平成14年10月制度改正

あなたの負担は どう変わる!?



1. 75歳になるまで国保で 医療を受けます。(自己負担は1割に)

国保に加入している方で昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは国保で医療を受けることになります。ただし、70歳以上になると窓口での自己負担は1割（一定以上所得者は2割）になります。昭和7年9月30日以前に生まれた方は、引き続き老人保険で医療を受けます。

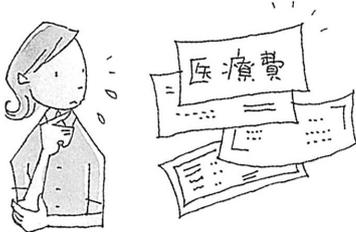
2. 高額療養費の自己負担が変わります。

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えたときは、市区町村に申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。その自己負担限度額について低所得の方は据え置いて、一般や上位所得者は見直されます。また、70歳以上の方の負担を軽くするため、あらたに自己負担限度額が設定されます。

※自己負担限度額（月額）

平成14年9月30日まで		
70歳未満の方	上位所得者※1	121,800円 (70,800円)※2 + 医療費が609,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	一般	63,600円 (37,200円) + 医療費が318,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

平成14年10月1日から		
70歳未満の方	上位所得者	139,800円 (77,700円) + 医療費が699,000円（平成15年4月から466,000円）を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	72,300円 (40,200円) + 医療費が361,500円（平成15年4月から241,000円）を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)



※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。
 ※2 ()内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合（70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く）の、4回目以降の限度額です。

70歳以上の方		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯	低所得者II		24,600円
	低所得者I	8,000円	15,000円

●低所得者I、IIの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。担当窓口に申請してください。

なお、70歳以上の方の一定以上所得者と低所得者II、低所得者Iの説明については、左記（老人保健が平成14年10月から変わります。）と内容は同じです。

3. 退職者医療制度の対象年齢が 70歳未満から75歳未満に (老人該当者以外)

平成14年度 人間ドック受診者募集について

未だ受診枠が空いております。受診を希望される方は、町役場生活部保健福祉課国保年金係に申請してください。

10月14日(月) 体育の日
健康まつりを開催いたします!!

当日午後1時30分からの特別講演会は

講師に **中畑 清** 氏決定!!

たくさんのご来場をお待ちしております。

老人保健が平成14年10月から変わります。

平成14年10月から、老人保健でお医者さんにかかる方の対象年齢が75歳（一定の障害のある方は65歳）以上となりました。ただし、経過措置として、すでに老人保健でお医者さんにかかっている方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）は、引き続き老人保健でお医者さんにかかります。

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健でお医者さんにかかります。

主な改正点

①自己負担限度額と所得段階が図のように変わりました。

外来の場合、かかった医療費の1割（一定以上の所得がある人は2割）を支払います。但し、入院の場合は自己負担限度額まで支払います。



	窓口での負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定上以上の所得がある方 現役世代の平均的収入以上の所得がある方 例 ●単独世帯の場合 450万円以上 ●夫婦2人世帯の場合 637万円以上	2割負担	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ※過去12か月間に4回以上高額医療費(療養費)の支給があった場合、4回目以降は40,200円
一般の方	1割負担	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯	低所得の方Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方	1割負担	24,600円
	低所得の方Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方		15,000円

低所得者は、住民税非課税世帯（家族全員）の老人に限ります。この場合、減額認定証を医療機関に提示する必要があります。

減額認定証の交付を希望する場合は、世帯全員が非課税であるとの証明書を添付し申請して下さい。現額認定証は申請した月から適用となります。

②限度額を超えた高額医療費は申請により戻されます。

- まず外来での自己負担について、個人で合算し外来の限度額を適用します。
 - それに入院費用を加え世帯合算した後、限度額を適用します。
- 自己負担額を超えた場合、超えた分が申請によって後から戻されます。

自己負担の限度額の適用のしかた

【医療機関の窓口での支払い時】

外来の場合：かかった医療費の1割または2割を支払う
 入院の場合：自己負担限度額までを支払う

①外来の限度額の適用

1か月にかかった外来の自己負担額の個人ごとの合計に、外来の限度額を適用する

例

一般の方の場合
 (夫婦2人世帯)

夫 A病院(外来)10,000円 外来負担金 20,000円 ⇒ 12,000円
 B病院(外来)10,000円 (8,000円が後から支給されます)

妻 C病院(入院)医療費 入院の限度額の総額は500,000円⇒ 40,200円
 (医療費の1割は50,000円ですが、入院時は限度額の40,200円までの支払いとなります。残りは保険者が負担します。)

②外来と入院を合わせた限度額の適用

外来の自己負担額(限度額適用)と入院の自己負担額を合算して、世帯ごとに自己負担額を適用する

世帯負担計 世帯の自己負担限度額 合計で
 52,200円 ⇒ 40,200円 20,000円
 (12,000円が後から支給されます) があとから支給されます

申請するところ 保健福祉課
 高齢者福祉班窓口
 TEL84-1501
 申請に必要なもの 印鑑

町の話題 Waだい

中国北京市西城区少年宮 少年交流の架け橋に



「元気な相馬をつくる会」の招きで来日した、中国北京市西城区少年宮の子供たちによる伝統文化交流公演会が8月21日、中央公民館で開催されました。

公演に先立ち、竹内町長が「この公演を機に、子供たちの交流が広がることを期待します」と歓迎の言葉を述べ、朱宗英団長が「両国の友好交流のため貢献したい」とあいさつ。少年宮の子供たちは訪れた200人の町民を前に、民俗楽器を使った合奏や舞踊、武術などを披露。また、中国音楽のほか日本の楽曲なども演奏され、大きな拍手が贈られました。

翌22日には、坂下小学校の児童との音楽交流会が行われ、合唱や合奏を披露し合いました。また、交流の時間が設けられ、手遊び歌「すいかの名産地」などでお互いに交流を深めていました。

少年宮は、舞踊や胡弓、琵琶や武術など32課程の中国伝統芸能を練習する校外教育の場です。今回は、約4,000人の中から16人（12～15歳）が来日。今後、両国の交流が益々深まることを期待したいと思います。

サークル紹介 ④

りんご研究会



七日町駅「駅 Cafe」に登場したりんごジュース

りんご畑の真ん中で、「りんご研究会」のメンバーが熱く語り合っています。本日のテーマは、早生種りんごの着色状況の管理検討です。同行している普及所果樹担当の岩淵さんも真剣そのものです。佐藤英会長をはじめとする「りんご研究会」の会員八名は、毎月定期的な情報交換をしながら、地域のりんご振興に努めています。栽培技術講習会や現地検討会、先進地視察はもちろんのこと、りんご畑の土壌改良にも取り組んでいます。平成十年には、より味わい

あじやましませーす!

只今、りんご畑巡回中
『りんご研究会』



深いりんごを栽培するために、町の補助事業でグロースガン（土壌改良機）を導入しました。会員が丹精こめて栽培したりんごは「とてもおいしい」と評判で、秋の収穫を心待ちにしている固定客も増えています。また、平成四年から販売を始めたりんごジュースも順調な売れ行きを見せており、JR七日町駅にオープンした「駅カフェ」のメニューにも登場しました。当研究会は、昭和五十四年以後継者の育成を目的に「りんご青年研究会」として設立、今年で二十四年目を迎えました。設立当初か

ら顔ぶれもほとんど変わらず、お互いの人柄から畑の場所まで知り尽くした間柄で、全員がりんご栽培のプロとして活躍しています。会員が充実した年齢を重ね、名称から「青年」の二文字が消えた現在も、あの頃の青年の志と、物事に果敢に挑む情熱は決して忘れていません。りんごを愛する八人の会員が、連携して研鑽を積みながら、全国規模で活動している「りんご研究会」。いつも温かい家族の眼差しに見守られています。りんご研究会についての問い合わせは町役場産業振興課にどうぞ。電話 84-11505

募 集

第12回 会津坂下町建築賞募集

～美しく住みよい街づくりをめざして～

一人ひとりが自分の生活を楽しみながら、家族や近所の人達とも温かい信頼関係のなかで、豊かな生活を育んでいくためには、住まいやその周辺の環境を、どのようにつくっていくかを考えていく必要があります。

美しく、住みよい街をつくるには、町民の皆様がこの会津坂下町の都市計画に関心をお持ちいただき「住民の手による街づくり」を積極的に推し進めていただくことが大切です。

◆建築賞とは

町の建築文化を高めていくことと、住民と建築技術関係者の景観への関心とともに、技術力向上及び産業振興に資することを目的として平成3年に設けられ、本年度で12回目を迎えました。

◆表彰基準

周辺の都市景観、街並みと調和し、建築美に優れたデザインであり、機能的にも優れた建築物とします。

◆応募の範囲

1. 建築主が会津坂下町民か、法人の事業所等
2. 平成9年9月1日から平成14年8月31日までに建築されたもの。
(新築、改築及び改造などのリニューアル建築も含む)
3. 専用住宅部門と一般建築部門(兼用住宅等は割合の多いほうでの応募となります。)

◆選考方法

会津坂下町建築物表彰協議会長から委嘱された建築賞選考委員が審査にあたります。

専用住宅、一般建築の2部門のそれぞれ優秀建築物を正賞、準賞とし建築主、施工者、設計者を表彰します。

◆応募方法

- 受付 町役場まちづくり課
- 応募期限 平成14年10月15日(火)
- 応募用紙 まちづくり課・商工会・建築業組合・建設業組合・建築士会坂下部会それぞれの事務所に備え付けてあります。

会津坂下町建築物表彰協議会役員

会 長	会 津 坂 下 町 長	竹 内 昱 俊
副 会 長	町 商 工 会 長	廣 田 陽 太 郎
庶 務 会 計	町 建 築 業 組 合 長	遠 藤 孝 雄
監 事	町 建 設 業 組 合 長	小 野 哲
監 事	建 築 士 会 坂 下 部 会 長	伊 藤 隆

案 内

10月は仕事と家庭を考える月間です

福島労働局

少子・高齢化が進む中、労働者の仕事と家庭との両立が大きな課題となっています。

このため、平成14年4月に施行された改正育児・介護休業法の周知・定着及び仕事と育児・介護とが両立できるよう、多様でかつ柔軟な働き方を男女労働者が選択できる「ファミリー・フレンドリー企業」への取組みを促進するため、「仕事と家庭両立推進セミナー」を下記のとおり開催しますので、多数のご参加をお願いいたします。

日 時：平成14年10月21日(月) 13：30～16：00

場 所：郡山ビューホテルアネックス

内 容：講演「ファミリー・フレンドリー企業の経済的効果」

講師 慶応大学助教授 八代 充 史 氏

※詳しくは、福島労働局雇用均等室(電話 024-536-4609)へお問い合わせください。

お知らせ版

9月16日～30日の行事予定

19日(木)

- ◆心配ごと巡回相談(高寺公民館)
9：00～12：00

23日(月)

- ◆沼越区勢至まつり (町指定文化財 勢至菩薩一般公開)
9：00～15：00

24日(火)

- ◆10か月児健診
(健康管理センター)
受付 13：10～13：40

毎週木曜日(19日、26日)

- ◆窓口業務の時間延長
(税務課・町民課) 18：15まで

毎週金曜日(20日、27日)

- 教育相談(町民体育館)
8：30～16：30
- 乳幼児保育相談(ばんげ保育所)
13：00～16：00

注 意

内職商法被害が多発!

うますぎる話には裏がある

最近パソコンのデータ入力などの在宅業務を、電話や広告で勧誘し、「業務に必要となるから。」とパソコンや高額なCD-ROMを売りつけたり、研修を受けさせたりしますが、実際にはほとんど収入は得られないというトラブルが急増しています。

実際に仕事を紹介する前に、高額の金銭負担を要求する業者は十分な注意が必要です。業者の言っていることが書面に書いてあるか確認しましょう。

内職商法2社に業務改善を指示

①(株)メイコラボレーション

②(株)マイン

お問い合わせ先

東北経済産業局消費者相談室

TEL 022-261-3011

福島県消費生活センター

TEL 024-521-0999

募 集

平成15年度 福島県立短期大学校学生募集要項

本県の農業の将来を展望し、広い視野に立って農業を考え、新しい農業を創造・実践していく能力と幅広い教養及び人間性を兼ね備えた次代を担う農業者・地域農業指導者を育成するため、農学部本科及び研究科の学生を次により募集する。

1. 募集人員

学 科 名	専 攻	募 集 人 員
本 科	農 産 学 科	稲作・畑作 15名程度
	園 芸 学 科	野菜・果樹・花き 30名程度
	畜 産 学 科	酪農・肉用牛・養豚 15名程度
研 究 科	農産・園芸・畜産	若 干 名

2. 募集の概要

項 目	本 科			研 究 科
	推 薦 入 試	一 般 入 試		
		一 次 募 集	二 次 募 集	
募 集 人 員	各学科ごとに募集人員の概ね50%程度	各学科ごとに募集人員の概ね50%程度	若 干 名	若 干 名
出 願 資 格	次のすべての項目に該当する者で当該高等学校長の推薦のある者。 (1)本県の高等学校を平成15年3月卒業見込みの者 (2)各教科全体の評定平均が概ね3.5以上の者 (3)卒業後、県内において農業に就業又は地域農業の指導者を目指す強い意志を有する心身ともに健康な者	次のいずれかの項目に該当する者。ただし、(3)にあっては出願前に出願資格の認定を受けていること。 (1)高等学校を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者 (2)学校教育法施行規則第69条の第1項から第4項までの規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成15年3月31日までにこれに該当する見込みの者 (3)高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると知事が認めた者	1次募集に同じ。	次のいずれかの項目に該当する者。ただし、(4)にあっては出願前に出願資格の認定を受けていること。 (1)本校の本科を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者 (2)学校教育法に規定する短期大学と同等と認定されている農業大学校を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者 (3)学校教育法に規定する大学あるいは短期大学を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者 (4)上記(1)(2)(3)と同等以上の学力があると認められた者
受 付 試 験	10月15日(火)～10月24日(木)まで 11月8日(金)	11月18日(月)～11月27日(水)まで 12月11日(水)	1月20日(月)～1月29日(水)まで 2月13日(水)	1月6日(月)～1月15日(水)まで 1月24日(金)
試 験 科 目	(1)学力試験 小論文 (2)面接試験	(1)学力試験 ①必須科目 国語 I ②選択科目 1科目選択 〔数学 I、理科(化学 I A及び生物 I Aの内容)、英語 I、農業基礎〕 (2)面接試験	(1)学力試験 国語 I (2)面接試験	(1)学力試験 小論文 (2)面接試験
合 格 発 表	11月15日(金)	12月19日(木)	2月20日(木)	1月31日(金)

相 談

心配ごと相談会

毎日の生活の中の心配ごと、悩みごとについて巡回して相談会を開催します。相談には心配ごと相談員が応じます。お気軽にご利用ください。

- ◆日 時 平成14年9月19日(木) 午前9時～正午 ◆心配ごと相談員
- ◆場 所 高寺公民館(電話 85-2001) 大竹勝康・各地区民生委員正副会長

募 集

平成15年度 テクノカレッジ学生募集

県立高等技術専門学校（愛称：テクノカレッジ）では平成15年度の学生募集を行います。県内のテクノカレッジは、優れた講師陣と最新鋭の設備を備え、少人数制による密度の濃い教育を実施し、県内外のビジネスの最前線に優秀な人材を送り出しています。

平成15年度より、県立会津高等技術専門校の電気科が科名を電気システム科と変更し、教育期間が2年になります。

これにより、県立高等技術専門学校全ての教育科目(13科)が高等学校卒業者を対象とした2年課程となります。募集内容の詳細は以下のとおりです。

開設科目 電気システム科・自動車実務科・環境システム科・観光サービス科/各々2年課程・定員各20名

応募資格 高等学校卒業者(含卒業見込者)及びこれと同等以上の学力を有する方です。

入学試験 推薦入学試験と一般入学試験があります。

応募書類 推薦入学試験は、入学願書、調査書、推薦書が必要です。(高等学校卒業見込者に限ります。)一般入学試験は、高等学校卒業見込者の場合、入学願書、最終学校卒業証明書及び成績証明書、健康診断書が必要です。

提出先 テクノカレッジ会津（会津高等技術専門学校）
〒969-3534

〒969-3534 耶麻郡塩川町大字遠田字沼上1900

出願期間 推薦入学試験 10月1日(火)～10月9日(水)

一般入学試験 11月1日(金)～11月19日(火)

入学試験 推薦入学試験 平成14年10月20日(日)

一般入学試験 平成14年11月30日(土)

場 所 テクノカレッジ会津

試 験 学科試験及び面接

合格発表 平成14年12月8日(日)

問い合わせ先 テクノカレッジ会津

TEL0241-27-3221 FAX0241-27-3312

案 内

平成14年度 会津大学短期大学部 公開講座の案内

第3回 シリーズ自然・人・環境「自然利用の民俗学」

日 時 9月28日(土) 13:30～15:30

場 所 会津大学短期大学部310教室

講 師 国立歴史民族博物館

民族研究部教授 篠原 徹

問い合わせ先

〒965-8570

会津若松市一箕町大字八幡字門田1番地1

会津大学短期大学部学生係

TEL0242-37-2301

FAX0242-37-2412

E-mail:info@jc.u-aizu.ac.jp

http://www.jc.u-aizu.ac.jp

第2回 むらの伝統文化顕彰

暮らしの中に生きている、あなたのむらの「伝統文化」をさがしています。

例えば、今も受け継がれる技術や技能、今も営まれるむらの生活や習慣、むらの人々がつくる風景、むらのみんなを支える行事など、伝統的所産を地域の活性化に活かして活動している方々を顕彰します。

応募締切 平成14年10月31日（当日消印有効）

応募対象 農山漁村の伝統文化活動に寄与している団体（青年団、自治会、組合、自治体など）または個人の方

審査基準 ●地域の個性が表現され、地域住民が愛着や誇りを持っていること

●農山漁村伝統文化が保存されており、その継承のために後継者の育成が行われていること

●農山漁村伝統文化を活用した自主的な活動によって地域が活性化していること

●農山漁村伝統文化の活用によって多様な主体の参画や地域住民の交流の促進が行われていること

頭 彰 農林水産大臣賞 1件

農林水産省農村振興局長賞 2件

財都市農山漁村交流活性化機構理事長賞 3件

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、写真またはビデオ（VHS）、デジタル画像を添付のうえ、下記事務局まで直接ご応募ください。ホームページ上からの応募も可能です。

（URL <http://www.kouryu.or.jp>）

注意事項 ●応募された写真やビデオ等について、返却の要・不要をご記入ください。

●写真はサービス版で5枚以下とします。

●デジタル画像はjpg形式で容量は1MB未満とし、媒体はwindowsフォーマットのFD、MO、CD-Rで応募できます。

●審査の関係上、動画はVHS、デジタル共に15分以内とさせていただきます。

●同一市町村内での複数応募も可能です。

●昨年度応募作品も可能です。

応募先・問い合わせ先

むらの伝統文化顕彰事務局

（財都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3

不二ビル8階 地域活性化支援推進部

TEL03-3548-2718 FAX03-3276-6771

E-mail:dentou@kouryu.or.jp

URL <http://www.kouryu.or.jp>

無断転用防止で大切な農地を守ろう

9月1日～30日までの1ヶ月間は、
全国一斉の「農地違反転用防止月間」です

農地を転用するには、農地法の許可が必要ですので必ず農業委員会に申請をして下さい。無断転用の場合、工事の中止や原状回復を命じられ、厳しい罰則が科せられます。

転用など農地に関することは、農業委員会・農業委員にご相談下さい。

農業委員会事務局 TEL84-1534

相 談

お気軽にご相談下さい。
全国一斉 司法書士無料法律相談

10月1日は「法の日」です。福島県司法書士会では、登記や供託の手続、訴訟書類の作成などについての無料法律相談会を行います。

日 時 平成14年10月3日(木) 10:00~15:00

場 所 会津坂下町老人福祉センター TEL83-2837

相談内容 ●不動産の相続・売買・保存などの登記●会社の設立・役員変更・増資などの登記●借地借家法に基づく手続き・供託の手続き●家事審判手続き・訴訟書類の作成など

相談員 福島県司法書士会会員

主催 福島県司法書士会

TEL 0 2 4 - 5 3 4 - 7 5 0 2

職場の労使トラブル相談会のご案内

福島地方労働委員会では、下記の日程で、皆さんの職場の中でおきている賃金や労働条件等をめぐる労使間トラブルについて、出張相談会(秘密厳守)を行います。労働者・使用者を問わず相談を受付けますので、どうぞこの機会にご利用ください。参加費は無料です。

なお、労使トラブルにかかる相談は、来所や電話、電子メールで随時受付けています。お気軽にご相談ください。

日 時 10月6日(日) 13:30~17:00

会 場 会津若松市インター西90 アピオスペース

問い合わせ先 県地方労働委員会事務局

TEL 0 2 4 - 5 2 1 - 7 5 9 4

E-mail: local-lab@pref.fukushima.jp

http://www.pref.fukushima.jp/chiroui

「うつくしま、ふくしま。
ものづくりフェスタ2002」
開催のお知らせ

昨年本県で行われました「技能五輪全国大会」の成果を継承するため、技能の持つ魅力や楽しさを広くアピールするため「うつくしま、ふくしま。ものづくりフェスタ2002」を開催いたします。

青年技能者による技能競技大会や県内の名工の作品展示、親子で参加できる物作り体験教室など、見るだけでなく参加できるイベントも多数準備しております。

日 時 平成14年10月5日(土) 10:30~17:00

平成14年10月6日(日) 10:00~16:00

場 所 ビッグパレットふくしま

(福島県産業交流館 郡山市安積町)

主 催 「うつくしま、ふくしま。

ものづくりフェスタ」運営委員会

構成団体 福島県・郡山市・福島県職業能力開発協会・福島県技能士連合会・福島県名工会

催事内容 福島県青年技能者技能競技大会、熟練技能者等デモンストレーション、親子のものづくり体験教室、ステージイベント、第19回福島県技能フェスティバル、観光・特産物コーナー、他にも楽しいイベント開催

問い合わせ先 県庁職業能力開発課

TEL 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 0 0

教育相談のご案内

最近、新時代の改革にともない、社会生活や学校生活も複雑多岐となり、義務教育の中にもパソコンが導入され、高度な知識や技術を習得する時代になりました。おのずと技能や、ものの見方、考え方においても多様化へと進み、老若男女親子間の価値観も相異してトラブルの要因となってきています。このような生活環境がストレスを生みだし、不登校や怠学の児童・生徒の出現につながる場合もあります。

これは、社会現象の一部でもあり、特定の人間に限られたものではなく、誰にでも起こり得るものがありますから、徴候がありましたら、早めに来室され、相談なさるようご案内申し上げます。

場 所 教育相談室

(町教育委員会内 町民体育館1階6号室)

相談日と 毎週金曜日 8:30~17:00

時 間 事前に電話いただければ、待つ必要はありません。

TEL83-2234

直接おいで下さっても結構です。

相談内容 ●学校生活、家庭生活などの悩みや不安、困りごと●友人関係のこと●勉強、進学、就職のこと●不登校や勉強ぎらいのこと●その他

※お気軽においで下さい。電話相談もご利用下さい。☆誰でも、軽重・小大の悩み事は持っているものです。良い悩み・悪い悩みと思われるものもあります。思いつめる悩みなど一人・家族等で悩むことなく早めに十分相談し、次の新しい考えを持つてはありませんか。

案 内



統計で働く姿を見つめよう

平成14年10月1日現在で

就業構造基本調査を実施します

全国から抽出された約44万世帯の15歳以上の方を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

調査結果からは、雇用のミスマッチの状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など就業に関する詳しい状況が明らかになり、国や福島県の雇用・失業対策や福祉政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

調査の対象となった世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・福島県

http://www.stat.go.jp

会津坂下消防署からのお知らせ
町民の救急実務講座を開催しています

お気軽に参加して下さい。

場 所 会津坂下消防署 2階

日 時 毎月第2土曜日 午前10:00~11:30

内 容 (1)応急手当の基礎知識

(2)心肺蘇生法の実技(人工呼吸、心臓マッサージ)

(3)その他の応急手当の実技

※テキストを無料で配布いたしますので、お友達をお誘いあわせの上、お気軽においで下さい。

案内

会津ふるさと市町村圏協議会補助事業
「地域づくりアイデアコンペ事業」
会津ベンチャーエキスポ
2002のお知らせ

IT（技術情報）関係を中心に15社を超えるベンチャー企業が、日ごろの研究開発や事業化の成果を持ち寄り、最先端の科学技術の世界を会津アピオで皆様の前にオープンします。

入場は無料ですので、皆様方のご来場をお待ちしております。

日時 10月12日(土)
午前10時より午後5時まで
10月13日(日)
午前10時より午後4時まで

場所 会津アピオ会議室、2階会議室・研修室

内容 ①オープニングセレモニー
②開発成果展示会 ③SOHOマッチング ④地域情報セミナー ⑤ビジネスモデル・プレゼンテーション ⑥SOHO講演会

問い合わせ先
会津ベンチャーエキスポ
2002実行委員会
TEL0242-39-2766
(会津リエゾンオフィス 担当：白井)

国土交通省 郡山国道事務所「出前講座」のご案内

郡山国道事務所では、「地域づくり」や「みちづくり」についてもっと皆さんに知っていただくとともに、「行政の透明性向上」「皆さんとの対話を重視したコミュニケーション型行政の推進」のため、また、皆さんのご意見やナマの声を聞かせていただくための場として「出前講座」を始めます。

出前講座メニュー

《現場見学会》 ①国道4号あさか野バイパス②国道289号甲子道路(西郷側、下郷側)③国道49号坂本バイパス④風力発電・湖水熱ロードヒーティング

《幼稚園・保育園向け》 モーリー君の道路一日探検(紙芝居)

※モーリー君(もぐら)は、郡山国道のキャラクターです。

《小・中学生向け》 ①道路の役割について②環境に優しいみちづくり③道ができるまで

《一般・高校生向け》 ①情報通信(IT)技術の活用②事業概要について③「道の駅」について④道路の役割について⑤地域づくりについて⑥渋滞対策について⑦道が出来るまで⑧入札契約方法について⑨環境に優しいみちづくり

出張場所 原則として中通り(県北地区を除く)、会津地方。

説明場所 会場の手配、準備、片付け、開催の周知などは申込者側でお願いします。

開催時間 午前10:00~午後8:00までの間で、2時間以内。

対象 地域にお住まいのおおむね10名以上のグループ・NPO、自治体等の団体・教育機関、小中学校、幼稚園、保育園関係の方。

経費 講義料は無料です。ただし、詳細についてはご相談ください。

申込方法 ①講座メニューの中から希望テーマを選ぶ ②FAX、郵送、メール、ホームページ、電話で申込み(講演希望日の約1ヶ月前まで) ③担当者から、申込者と連絡を取り合って、具体的な内容を決定する ④講座の開催

申し込み・問い合わせ先

国土交通省郡山国道事務所地域づくり推進室 担当：橋本・松本
〒963-0111 郡山市安積町荒井字丈部内28番1号
TEL024-946-0359 FAX024-946-5449
E-mail:koriyama@thr.mlit.go.jp

町シルバー人材センターより
介護講習「訪問介護員養成研修2級課程」
会津坂下会場の開催について

平成14年度のシニアワークプログラム(SP)事業として、高齢者の雇用就業機会の確保を促進することを目的に、標記講習を下記のとおり実施しますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

記

- 講習日程 平成14年10月22日(火)~12月27日(金)
- 講習時間 講義62時間、実技42時間、実習30時間 合計134時間
(難病基礎課程Iの講義4時間を含む)
- 講習会場 会津坂下町農村環境改善センター(糸桜里の湯ばんげ西隣り)
- 募集人員 25名 会員 年齢58歳以上65歳未満
一般 年齢55才以上65歳未満
- 受講料 無料
- テキスト代 10,000円程度
- 申込期間 9月13日(金)~9月26日(木) 9:00~16:30
※土・日・祝・祭日を除く(定員になり次第締め切り)
- 申込方法 申込場所備え付けの「受講申込書」にて申し込みください。
(電話での申し込みは不可)
- 申込場所 〒969-6553 会津坂下町字石田1515-8
社)会津坂下町シルバー人材センター

※問い合わせ先 TEL 83-0199 又は 83-0228

秋の全国交通安全運動実施
(町交通対策協議会)

9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間、「いい家族 今日無事故の話し合い」のスローガンのもと「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

重点事項を推進しながら、交通ルールとマナーを守り、事故にあわないよう、起こさないようにしましょう。

◎運動の重点

- ①高齢者の交通事故防止
- ②薄暮時及び夜間の交通事故防止
- ③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

夕暮れ時、自転車・自動車は早目のライト点灯を心がけましょう。また、夜間に歩行、自転車での外出は目立つ服装や夜光反射材を着用して、運転手に自分の存在をアピールしましょう。

Yonge

Bange Bonge

びらぎ

Young

このコーナーは、町内企業に勤務し、21世紀を担う若者（フレッシュさん）に登場していただくコーナーです。

今回は、会津光明㈱に勤務して5ヶ月が経過する二瓶伸吾さんです。



二瓶伸吾さん（柳町）

■会津光明㈱ 勤務

先輩社員に

支えられています

「お客様あっての仕事ですから、お客様に迷惑を掛けないように、間違いない仕事をしたいです。」と少し緊張しながら話す二瓶伸吾さん。三月に会津工業高校電子科を卒業して、会津光明株式会社に入社しました。

八月に十九歳の誕生日を迎えたばかりの伸吾さんは北塩原村出身で、四人兄弟の末っ子です。通勤に不便なことから、親元を離れて町内のアパートを借りて生活しています。「高校の時も下宿生活をしていました。親に甘えることができませんから何でも自分でやります。」学生時代とは異なる一人暮らしに戸惑いながらも、家族の有難味を実感しているようです。

「坂下は自然がいっぱいの良いところです。ただ、若者が遊ぶには少し寂しいです。車の免許を取ったので早く車がほしいし、休みの日はバドミントンもしたいです。」高校時代にバドミントン部

で活躍した伸吾さんの夢が広がります。

「会社では、ガス測定器・警報機・検知管など、すべてのガス測定器を扱っています。私は測定器の検査をしています。高校で勉強したことを生かしたかったので、会津光明に就職しました。最初は不安でしたが、先輩がとても親切にしてくれたお陰で慣れました。会社で役に立つ資格を取りたいです。」と将来の目標を少しづつ見出しています。

入社してわずか五ヶ月で、責任ある仕事を任せられ、広いスペースにセットされた数多くの検知器の前を往復しながら、排気ガス測定器の検査をしています。

先輩社員に見守られて大きく成長していく伸吾さん。今後の活躍が期待されます。

◎望月俊夫工場長談

わが社は特殊な内容の仕事をしていますから、戦力になる専門の社員が必要です。二瓶君には、会社を背負って立つ人間になってほしいですね。電機主任技術やパソコン、弱電関係の資格取得にも挑戦してほしい

です。彼なら若いから、きっと何でもできますよ。

アニテ+

■子どもたちの夏休みも明け、いよいよ二学期が始まりました。夏休み中は、プールに遊びに旅行にと、思い思いの過ごし方をされたことと思います。

また、夏休み最後の土日は、子どもの宿題に追われた保護者の方も多かったのではないのでしょうか。最後にならないとなかなか宿題ができない子どもたち。今も昔も変わりがないようです。私もそうでした。

さて、町の名誉町民高橋藤園先生が八月二十六日、自宅療養中にお亡くなりになりました。

先生は、県内書道界の発展と後進の育成に大きく寄与され、昭和五十四年に勲五等双光旭日章を受章。五十七年には県文化功労賞を受賞されました。昨年九月には、数え九十九歳の白寿を記念した個展を開催したばかりでした。心からごめい福をお祈り申し上げます。